

DES デット・エクイティ・スワップ

ダイエーや長谷工などの再建支援策に採用されたDES（債務の資本化）が注目されています。

DESの例

債務者企業 B/S		負債 300 につき 株式を発行 → (債務者の仕訳) 負債/資本金 300	債務者企業 B/S	
資産 1,000	負債 1,000		資産 1,000	負債 700
	資本金 300 欠損金 300		資本金 600 欠損金 300	

- <効果>
- 債権者側：「債権」が「優先株などの株式」に変わるので、再建が成功すれば、配当収入や株式の売却益が期待できる。
 - 債務者側：「債務」が「資本」に変わるので、財務体質が安定する。

債権者企業の「会計処理と税務上の処理」

DESの種類	資金 流出	検査役 の検査	会計処理		税務処理	
			債権評価	債権評価	債権評価	債権評価
現物 出資 型	評価額説	無	要	株式 100 / 債権 300 債権繰上償却 140 / 貸倒引当金 60	1) 非適格現物出資（債権時価評価） の場合 株式 100 / 債権 300 債権繰上償却 200 / 貸倒引当金 60 貸倒引当金戻入 60	
	券面額説	無	要	株式 300 / 債権 300 貸倒引当金 60 / 貸倒引当金戻入 60	2) 適格現物出資（債権簿価評価）の 場合 株式 300 / 債権 300 貸倒引当金 60 / 貸倒引当金戻入 60	
金 銭 出 資 型	有	有	不要	株式 300 / 預金 300 預金 300 / 債権 300	・ 会計処理と同じ処理になる。 ・ 払込直後の株式評価減は不可。	

* 前期繰越「個別債権」貸倒引当金 60 として

- ・ 法定監査企業が採用すべき会計基準を作成する企業会計基準委員会は、平成 14 年 10 月に公表した債権者側の実務対応報告で、現物出資型 DES につき、債務者企業の株式時価（合理的に株価を算定することが困難な場合は債権時価）による「評価額説」を採用しています。
- ・ 法定監査企業は「評価額説」を、その他の企業はいずれの説も採用可能と考えられます。
- ・ 現物出資資産の価額適否を判断する側の東京地裁商事部は、債務者側の処理について「券面額説」を採用しています。

お見逃しなく！

1. 安易な子会社支援は寄附金扱いとなります。合理的な再建計画など相当な理由が必要です。
2. 税務上、100%支配関係にある企業間の DES は「適格現物出資」に、その他は通常「非適格現物出資」になります。